

福祉医療費助成制度を紹介します

問合せ先 函市民窓口グループ

☎52-1111 (内線227・217)

各医療費助成制度は、次のとおりです。助成制度の対象と思われる方で、受給されていない方は、問い合わせてください。

なお、ここに掲げた制度を利用するには、受給者証や認定証の交付を受ける必要があります。

訂正

9月1日号の行事カレンダーでお知らせした、9月市議会定例会に日程の変更がありました。
 変更後の日程／9月25日(月)本会議5日、9月28日(金)本会議6日

制度名	資格・要件	所得制限	必要書類
乳幼児医療費助成制度	出生日から4歳の誕生月の末日まで医療費の助成をします。	なし	①印鑑 ②健康保険証
	4歳誕生月の翌月から小学校就学前まで(6歳到達後の最初の3月31日まで)の医療費(自己負担相当額の2/3の額)を助成します。ただし、加入している健康保険から高額療養費・附加給付の支給がある場合はその額を除いた額の2/3を助成します。 ★★対象年齢拡大のお知らせ★★ 平成18年10月診療分から義務教育終了まで(中学校卒業の3月31日まで)の医療費(自己負担金相当額の2/3の額)を助成します。	なし	①印鑑 ②健康保険証 ③領収書 ④振込先口座番号 ⑤高額療養費・附加給付支給通知書
母子家庭等医療費助成制度	母子家庭などの母・父と18歳以下の児童に医療費の助成をします。	児童扶養手当の所得制限以内の方	①印鑑 ②健康保険証
障害者医療費助成制度	次の方に医療費の助成をします。 (ア) 身体障害者手帳1～3級の方 (イ) 療育手帳A・B (IQ50以下)の方 (ウ) 身体障害者手帳4級の腎臓機能障害、4～6級の進行性筋萎縮症の方 (エ) 自閉症状群(「高機能自閉症」及び「アスペルガー症候群」も含む)の方	なし	①印鑑 ②健康保険証 ③身体障害者手帳、療育手帳など (エ)の方 精神科医師による診断書
	(ア) 精神病の治療に要する入院費の自己負担分の1/2を助成します。精神保健および精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者で入院治療を受けている方 ※申請された方が退院し、6か月経過後、再入院した場合は、新たに診断書が必要となります。 (イ) 障害者自立支援法(精神通院)の通院費の自己負担金を助成します。	なし	①印鑑 ②健康保険証 ③(ア)の方 精神科医師による診断書 (イ)の方 自立支援医療受給者証
福祉給付金支給制度	老人保健法および老人医療の受給資格がある方のうち、次の方へ自己負担金を福祉給付金として支給します。 (ア) 障害者医療費、母子家庭等医療費、戦傷病者医療費の助成対象の方 (イ) 結核予防法第29条の規定による命令入院患者と命令入所患者と同等の要件があると知事が認めた方 (ウ) 独り暮らしであって市町村民税の非課税の方 (エ) 寝たきりまたは特別養護老人ホーム入所要件に該当する程度の認知症の状態であって、生活介護を受けていることが3月以上継続している方のうち、その方の属する世帯の主たる生計維持者の住民税が非課税の方	(ア)・(イ)は、なし (ウ)・(エ)は、住民税非課税世帯	①印鑑 ②健康保険証 ③医療受給者証 ④振込先口座番号

社会生活基本調査にご協力ください

総務省統計局(愛知県)では、10月20日現在で7回目の社会生活基本調査を実施します。

この調査は、国民の生活時間の配分や自由時間などにおける主な活動を調査し、多様化する国民のライフスタイルの実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を提供するものです。

10月上旬から中旬にかけて、統計調査員が調査世帯を訪問して調査票の記入をお願いいたしますので、ご協力ください。

問合せ先 総務省統計局・愛知県
 函情報管理グループ
 ☎52-11111 (内線329)

善意をありがとうございます
 いげいました
 (敬称略)

市へ
 星野 猷二
 あいち中央農業協同組合

